

平成22年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆19番（小川利枝子君） おはようございます。通告に従いまして一般質問いたします。

21世紀へ入ってことして10年、この間、世界不況の波の中で、我が国では人口構造の最も顕著な変化は少子高齢化であり、それのもたらず国や地方の財政難などにより、克服すべきさまざまな課題が浮き彫りとなってまいりました。かつて高度成長期を支えた団塊の世代は既に還暦を迎え、生産人口から社会保障を受ける年代になっております。

一方、次世代を担う団塊世代の子供たちや孫は、これから幸せな人生を送ることができるのか、これこそ我が国の最重要テーマでございます。35歳の世代は団塊世代に次いで人口が多く、いわゆる団塊ジュニアと言われ、少なくとも今後20年は社会経済を支えるために働き続ける大事な年齢層と言えます。

昨年、この年齢層の1万人を無作為に抽出して、現在の生活状況や将来の考え方などの調査を取り上げた報道がございましたが、そのアンケート結果を見ると大変深刻な問題を提起しております。「20年後の生活がよくなる」と答えた人は15%、「最近収入が減り貯蓄を崩して生活している」と答えた人は約6割にも上りました。また、会社の倒産やリストラといった生活上の不安を抱えつつ仕事をしている人も多く、さらには、ことしの新卒就職内定率のワースト記録更新なども報道されておりました。

今、若者は「未来」という言葉に明るいイメージが持てないという現実に向直しております。しかしながら、本来時代を変えゆくのは青年の「情熱と力」であり、社会に希望を持ち、かつ安心して子供を産み育てられる環境づくりが急がれます。そのためには、行政が政策をどのような形で子供や若者たちの未来に提案していくのかという重大な役割を担っていると思われれます。

さて、荒木市長は、習志野市の20年後の将来を見据えたさらなるまちづくりを目指し、自治体経営として運営から経営への観点から、構造転換を図っていくとの基本的な方針を打ち出してから2年が経過いたしました。まずは組織の充実であると、現在までその取り組みに果敢に挑戦してきたと認識しております。私も、これからの自治体の進むべき方向は経営的視点が必要であると常々痛感しており、その取り組みには大変期待をいたしております。この経営的視点とは次の言葉にも通じるものがございます。

それは、「変化の激しい時代だからこそ、より一層お客様の声に耳を傾け、そこから新しい方向を見出したい」と、この言葉は経営の神様と言われた松下電器創始者の松下幸之助氏が残した箴言でございます。松下氏は、有名な二またソケットなど開発するだけでなく、みずから売り歩き、「この商品はいかがでしょうか。どのくらいの価値なら売れるのでしょうか」と持って回りながら意見を聞き、それらの声をもとに改善を加え、企業努力をし、現場の声を大事にして会社を大発展させた、まさに現場に知恵ありの信念の人であったと言えます。

こうした教訓から思うことは、本市が市民の声を今まで以上にくみ上げ、その切実な思いの中から施策立案をすることであり、それを遂行していく人こそ、市長、そして市の職員であるのではないのでしょうか。

今後、自治体経営を掲げ、行政組織の充実を目指すためには、身の丈に合った行財政改革の実行や行政のスリム化といった見方に加え、物より人への投資を重要視する発想の転換こそ重要な視点であると私は考えます。したがって、経営感覚はコスト面だけではなく、ソフト面や人材育成

にも重点を置き、政策の構築をしていくことを荒木市長に御期待し、質問してまいります。

質問の第1は、本市の最重要課題である子育て支援策の拡充について、次世代育成支援対策行動計画に基づき質問してまいります。

初めに、本市の児童虐待防止ネットワークの推進についてお尋ねいたします。

厚生労働省の2008年度の社会福祉行政業務報告では、全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は、統計をとり始めた1990年度から18年間連続でふえ続け、2008年度は前年度比2,025件増の4万2,664件に、これは10年前の1998年度と比べると6.2倍で、児童虐待防止法が施行された2000年度と比べても2.4倍になります。また、虐待で命を奪われている子供は年間50人ないし60人。しかし、児童虐待のとらえ方によっては、その倍の100人にもなると推計されており、親による子供への虐待がふえ続け、深刻な社会問題になっております。

本年1月には、東京都江戸川区で7歳の男の子が両親から暴行を受けた末、死亡し、両親を傷害容疑で逮捕という大変痛ましい事件が報道されました。さらに、今月に入って、奈良県と埼玉県でも相次ぎ虐待による事件の報道がございました。とうとい子供の命が虐待で失われ、社会や私たちの宝物である子供をめぐる悲劇が後を絶たない現実、強い憤りと衝撃を受けました。

厚労省に設置されている社会保障審議会の第5次報告によりますと、虐待死を招いた実母については、若年妊娠、望まない妊娠などの問題とともに、育児不安、養育能力の低さ、感情の起伏が激しいといった心理的・精神的な問題を抱えている場合が多いことも明らかになりました。地域から孤立し、育児不安や経済的不安などによる生活ストレスを抱え、外部との接触を拒む家庭には、丁寧な支援が何らかの形で必要であり、また、虐待をする親も実際は支援を求めているのではないかと察します。

このように、子供を取り巻く家庭・家族の変化の中で、ふえ続ける虐待に気づき、未然に防ぐには、何よりも親の心に寄り添い、励まし、支える存在がいかに大切かということを痛切に感じてなりません。今後、虐待を個人、そして家庭の問題として片づけるのではなく、身近な地域の問題としてとらえ、子育て視点という広い視点から取り組み、安心して子供を産み育てられる仕組みや環境を拡充することが重要でございます。

そこで、本市のならしのこどもを守る地域ネットワークの進捗状況と、本市における虐待の現状及び平成22年度の取り組みについてお伺いいたします。

次世代育成支援対策行動計画の2番目として、発達障害等支援事業の充実についてお伺いいたします。

本件につきましては、特別支援教育の充実とあわせ、平成21年第4回定例会において、請願が議員全員の賛成のもと採択されました。このことは、本市が目指す子育て日本一が障害の有無による障壁を持たず、すべての子供に対してその子なりの健やかな成長を願うものであり、改めて子供に応じた支援の必要性を確認したものとと言えます。

そのことを受けて、発達に何らかの課題を持つ子供だけではなく、その保護者や御家族、さらには福祉や教育に携わる方々は、今、希望が期待と変わりつつございます。例えば、保護者の皆様からは次のような声が届けられております。

「私たちが提出した請願が議員の皆様の全員の賛成を得て採択されたことを心の底からうれしく、一筋の明かりが差し込んだ思いがします。勇気を出してみんなで力を合わせ行動を起こし、本当

によかった。また、今まで何を言っても変わらないと疑問や不安、不満を抱えながら、それ以上どうしてよいのかわからないと一人の力に限界を感じていましたが、どんな小さな力でも、それぞれがそれぞれの立場の中でできることをあきらめずに行っていくことがどんなに大切であるかということ学びました。そして、今後この請願がどのような流れでどのような形で協議され、子供たちが安心して療育・教育を受けることができるのか、期待して見守っていきたいと思っています」。保護者からのこうした声にも私も身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

あれからまだ3カ月、すべての要望に対して目に見える成果を求めることは欲深いものであることは十分理解しております。しかし、されど3カ月でございます。子供の成長は不断であり、決して待ってはくれません。一日も早い支援の充実を願う親心は当然のものであり、市や教育委員会は真摯に受けとめるべきであると存じます。

私は、これまでの議会の場において、支援の充実についてその必要性を何度も繰り返し具体的に訴えてまいりました。今までの興味の偏りがある子、落ちつかない子という言葉に加え、LD、すなわち学習障害、ADHD、すなわち注意欠陥・多動性障害などといった専門用語もきつと耳なれていただいたことと存じます。やはり次に目指すは、正しい理解と具体的かつ実効性のある支援策の構築でございます。

そこで、これまでの発達支援施策を一度総括する意味で、平成21年度における個別の支援計画、(仮称)発達相談センター計画、発達支援システム等検討協議会の委員による研修の3点に係る取り組みや実施状況につきましてお伺いいたします。

質問の第2は、教育行政、総合教育センターの機能の見直しについて質問いたします。

習志野市のホームページでは、当該センターの概要を、「文教センターの一角にあり、教育関係の研究、研修、教育相談、情報教育及びプラネタリウム投影を行い、教育振興の一翼を担っています」と紹介しております。またあわせて、教育相談、適応指導教室フレンドあいあいについての紹介もあり、当該センターが学校という枠組みを超えた一つの教育現場であることをうたっております。

当該センターは、昭和45年、習志野市文教住宅都市憲章の制定と時を同じく、その前身である習志野市教育研究所として創設されました。それは、軍都習志野が文教都市習志野へと移行行く一つの象徴であったと言っても過言ではございません。しかし、その総合教育センターも、時世の流れとともに期待される機能が変化し、また老朽化が進んでまいりました。現在、教育委員会が取り組んでいる見直しは、素直に必要なことであると評価いたしております。

そこで、この見直しにつきまして、その理由や進捗状況、平成22年度の取り組み予定についてを、今日の教育現場の現状と課題を踏まえてお尋ねいたします。

質問の第3は、保健福祉行政について、ヘルスステーションにおける保健活動の強化について質問いたします。

本市のまちづくりは、他市にはない5つのヘルスステーションを核として、乳幼児から高齢者まですべての市民の生命と健康を守り抜くという特徴を持って取り組んできたと認識いたしております。近年、急速に進展する少子高齢化に伴い、核家族化や家庭・家族のあり方、地域社会の形態などが大きく変化し、地域保健活動の役割も多様化し、かつ複雑化し、対象者の状況に合わせたきめ細かな支援が増加傾向にあり、個別かつ継続的な支援が求められております。

そのためには、多様な業務を抱えるヘルスステーションの保健師等専門職が本来の保健活動に専任で取り組み、その力を十分発揮できる環境を確保することが不可欠であり、そのことが結果的に将来に向けた安心と安定的な保健福祉行政の構築につながるものと、私は今日まで繰り返し訴え、要望してまいりました。

現在、当局では、保健活動の強化・充実を目指し、平成21年度から地域包括支援センター業務の順次委託化へ、さらには昨年7月、保健福祉部機構改革プロジェクトを立ち上げ、体制整備に取り組んでいるところでございます。

そこで2点についてお尋ねいたします。

1点目は、地域包括支援センターの業務委託と関連して行っている保健福祉部の機構改革の進捗状況について、2点目は、平成22年度の地域包括支援センターの委託計画と委託の検証についてお尋ねいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

◎市長(荒木勇君) おはようございます。きょうも1日、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

早速でありますけども、小川議員さんの質問にお答えしてまいりますが、教育問題につきましては教育長に答弁をお願ひし、その他の質問につきましては順次お答えいたします。

最初に、児童虐待防止ネットワークの推進について、ネットワークの進捗状況と本市での虐待の現状及び22年度の取り組みについて伺うと、こういう質問でありました。

私も、昨今の新聞報道等で乳幼児の虐待による死亡事故などの記事を目にするたびに心を痛めるとともに、強い憤りを覚え、虐待の未然防止、早期対応が非常に重要であると痛感しております。本市の児童虐待の状況についても、幸い命にかかわる重大な事例は発生していないものの増加傾向にあり、その対策は重要課題であります。

昨今の子供や家庭をめぐる環境、地域社会の状況は大きく変容しており、本市に寄せられた児童虐待に係る通報等の相談状況を申し上げますと、平成19年度は128名であったものが、平成20年度170人、21年度については年度途中の1月末現在で157人と、児童虐待の事例は増加し、その要因につきましても多様化かつ複雑化しております。

本市では、平成13年度に児童虐待防止庁内連絡会議を設置し、組織内の連携に努めてまいりましたが、多様化かつ複雑化している事例に対し対応が困難になってまいりました。そこで、組織の内外を問わず子育て家庭に携わる機関・団体が連携し、それぞれの機関が持つ機能や取り組み、活動を通じ、要保護家庭の支援や虐待の早期発見、早期対応及び未然防止を図ることを目的に、平成20年11月に児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会として、ならしのこどもを守る地域ネットワークを設置いたしました。

このネットワークは、平成20年11月の設置後、各関係機関との連携強化、問題認識の共通化を図るとともに、平成21年1月には市民への児童虐待に関する正しい知識などの周知を目的としたフォーラムを千葉県中央児童相談所との共催により開催いたしました。本年1月には、「児童虐待防止における地域の役割」というテーマで、母子や児童と直接関係を持つ保健師、保育所・幼稚園・学校の先生や地域での支援者である民生児童委員の方々等を対象に、徳永家族問題相談室室長の徳永雅子氏を講師としてお招きをし、研修会を開催いたしました。フォーラムについて

は265名、研修会については109名の方々の御参加をいただきました。

このように、各関係機関の職員だけでなく、地域の方々を含めた児童虐待に対する意識の醸成は大変重要であります。平成22年度以降におきましても、ネットワークの活用のみならず、職員の児童虐待に関する知識の向上、問題意識の共有化を図るとともに、市民の方々に対し、子供の人権を著しく侵害する行為である児童虐待への認識を深めていただくために、啓発事業を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、発達障害につきまして3点ほど質問があったと思います。

発達支援施策に係る平成21年度の取り組み及び実施状況について、お答えをいたしたいと思っております。

初めに、個別支援計画の実施状況についてであります。支援計画の作成件数は、5歳児20件、4歳児11件、3歳児以下11件、合計42件であります。また、作成機関別の件数は、保育所が6件、幼稚園が10件、障害児支援施設が26件となっております。作成されたすべての支援計画は、発達支援システム等検討協議会の専門委員による助言・指導をいただき、必要に応じて修正を加えるとともに、特に就学を迎える5歳児の支援計画につきましては、教育機関へ確実に引き継がれる体制を構築しております。

個別支援計画は保護者の同意を得て作成しております。保護者の皆様には、この支援計画が発達の支援に有効な手法であるということがまだ十分に理解されていないこともあり、全体的な件数が少なかったものと認識をしております。支援計画は、一方的に推奨するだけでなく、子供の成長につながることを実感していただけるよう、次年度以降も取り組んでまいります。

次に、新総合福祉ゾーン複合施設に整備する(仮称)発達相談センター計画についてであります。この施設の機能については、有識者で構成される発達支援システム等検討協議会の御意見をいただきながら検討しております。現段階では、幼児言語療法施設であるひまわり学園の機能を拡充し、利用対象者を中学生までに広げること、また、巡回相談の機能を持たせるなどの御意見をいただいております。今後は、平成24年度の開設に向け、より具体的な機能やそれに伴う職種、人員配置等について検討を重ねると同時に、発達障害児の保護者から直接御意見を伺うことも必要であると考えております。

最後に、発達支援システム等検討協議会の委員による研修についてでございますが、昨年10月から全3回にわたりまして臨床心理士による子供の心理発達に関する研修を開催し、保育所・幼稚園等の職員を中心に延べ90名が参加いたしました。

今後の発達支援施策につきましては、就学前児童の個別支援計画に対する保護者の理解を広げること、また、この個別支援計画を活用し、子育ての現場における実践的な研究を取り入れるなど、引き続き発達支援に関する職員の知識・技術の向上や人材の育成に取り組んでまいります。

次に、ヘルスステーション機能について答弁したいと思います。

東習志野地域包括支援センターは、昨年4月に社会福祉法人八千代美香会に業務委託を行い、間もなく1年が経過いたします。委託した地域包括支援センターは、介護予防につながる要支援者や特定高齢者への支援件数が昨年よりふえており、個別支援の必要なケースには以前よりもタイムリーに対応できるようになりました。専任体制がとれるようになったことにより充実した業務を行っていると感じております。また、東習志野ヘルスステーションも、地域包括支援センターに

配置していた保健師が地区保健活動に復帰したことで、地域が抱える保健課題を明確にし、予防的な活動に取り組むことができるようになりました。

さて、御質問の保健福祉部の機構改革につきましては、1つ目には、高齢者への対応を考えるに当たり、高齢者対策の充実・強化を図ることができる体制を構築することが重要であると受けとめております。2つ目には、妊婦や乳幼児、成人、高齢者までの生涯を通じた健康づくりを支援するヘルスステーションにおける保健活動の体制強化を図ることが重要であると考えております。

このような観点から、保健福祉部内に一般職員をも含めた機構改革プロジェクトを立ち上げまして、健康支援課、各ヘルスステーション、高齢社会対策課、介護保険課に分散している事務について、市民にわかりやすい窓口体制となるよう留意しながら検討を行っているところでございます。

次に、平成22年度の地域包括支援センターの委託につきましては、第4期の習志野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画にもお示ししましたとおり、谷津、秋津の2カ所を予定しております。委託先には社会福祉法人慶美会を公募により選定し、準備を進めております。

最後に、地域包括支援センターの委託についての検証でございますが、地域包括支援センターの業務評価につきましては、業務内容や事務処理が適正になされているか、1月末までの事業の進捗状況に基づき評価を行っているところでございます。評価結果につきましては、まだすべてがまとまっておりますが、冒頭でも答弁させていただきましたとおり、委託した地域包括支援センターは、専任体制がとれたことにより活動の充実が図られてきております。また、窓口を同じくするヘルスステーションとの連携も十分に効果を上げております。

1回目の答弁を終わります。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員さんの一般質問、2番の教育行政について、総合教育センターの機能の見直しについてという御質問にお答えをさせていただきます。

総合教育センターの機能は以下の5点でございます。まず1点、喫緊の教育課題に関する調査・研究並びに資料収集、2点目、習志野教育の向上を図る教職員の研修、3点目、教育相談と適応指導教室の運用、4点目、情報教育機器の整備と効果的な活用方法の指導、5点目、科学教育の推進であります。

これら5点の機能のうち、現在、総合教育センター内におきまして、教育相談、適応指導教室の運用について見直しを行っております。その理由といたしましては、いじめ・不登校問題、発達障害による個々への支援を必要とする子供の指導など、学校現場でさまざまな課題が見られること。また、センターに寄せられる教育相談の内容が不登校問題にとどまらず、人間関係やしつけの悩み、発達障害などで特別に支援が必要であると思われる子供の相談が増加しているからでございます。その背景といたしましては、子育てのさまざまな問題について周囲の方々に十分に理解されていないことや、身近に相談できる方が少ないことで保護者の不安がふえているからであると考えております。

次に、総合教育センター全体の活用につきましては、昨年10月に習志野市総合教育センター活用検討委員会を発足し、協議を継続しているところでございます。参加委員は、学校教育部長を委員長とし、教育委員会各部署の代表、そして校長会の代表にも出席いただいております。

なお、検討委員会の進捗状況といたしましては、第1回目の会議においてプラネタリウムの休止と対応策について、第2回目ではセンターの施設利用の拡充について、3月に予定されております

第3回目の検討委員会では相談機能について協議する予定でございます。

以上のように、教育委員会といたしましては、検討委員会の報告を受け、平成23年度予算編成に生かされるよう、総合教育センターの施設の活用についての指針を明確にできるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁といたします。

◆19番(小川利枝子君) はい。ただいまは御答弁ありがとうございました。それでは、通告に従いまして順次再質問させていただきます。

初めに、子育て支援策の拡充から、児童虐待防止ネットワークの推進についてお尋ねさせていただきます。

本市の児童虐待の状況につきましては、市長より御答弁をいただきました。児童虐待件数、平成19年度が128人、平成20年度170人、21年度は1月末時点ということでございましたが、既に157人という、本当はかなり人数に上っている、このような現状がわかりました。また、その要因につきましても多様化している、そしてまた複雑化しているということでございました。時世の流れの中で、その対応につきましてもかなり困難を来している、こういう現状が本市にも見られるということが確認できました。

そこで、市長の御答弁では、幸い本市では命にかかわるような、そういう事例は発生していないということではございましたが、今回の江戸川区、奈良県、埼玉県等、こういうようなケース、大変厳しい状況が続いている中で対応が困難になってきているということがございましたので、このような類似したようなケースと申しましょうか、習志野市ではどうなのか、この点につきましてお伺いさせていただきます。

◎こども部長(鶴岡智君) はい。お答えをさせていただきます。習志野市では同様なケースがあるのかという御質問でございますが、今年度につきましては、市長答弁においても触れさせていただいておりますとおり、1月末日時点で157件の虐待の相談実績がございます。

そのうち3件が、江戸川区の事件と同様、継父から児童への虐待であります。ここ最近でございますが、再婚同士の父母で、母の連れ子である小学校低学年の児童に継父から虐待が行われていたという事例がございました。本事例は、近隣の方からの、父母が子供に食事を与えていないとの児童相談所への通報により、以前から子育て支援課では児童相談所、小学校等で情報の共有、見守りを行っていたところでございます。ことしの2月の下旬に小学校から、登校してきた児童にあざや傷があるとの情報が入り、直ちに児童相談所、子育て支援課で訪問し、児童の様子を確認後、かなり深刻であると判断したところでございます。そして、母との面談の後、その場で児童相談所は児童の一時保護を行いました。

この事例を、近隣の方からの通報から児童相談所の一時保護に至るまでの一連の経過を検証してみると、児童が受けた体の傷、心のダメージを考えると、大変つらい事例ではありましたが、ネットワークが有効に機能したことにより最悪の事態は回避できたと、このように考えているところでございます。今後、この家庭に対しましては、母親への指導を行いながら、いつ、どのような状況で児童を家庭に戻すのか、これを協議しながら対応していくこととなります。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいまこども部長より御紹介いただきましたケースは、それこそ幸いにも近隣の方が気づいてくださり、通報をしてくださった。また、その

ことによって子育て支援課を初め関係機関とのスムーズな連携、そして即座な対応が図れたことによりまして最悪の事態は回避できた、このような御説明でございました。心の底から安堵の思いが込み上げてまいります。

ネットワークが今回は有効に本当に機能した、このように受けとめるべきであると思っております。しかしながら、先ほど来の本市の現状を考えますと、市長のほうからも、その対策は今後の重要課題であると、このように強調してお話ございました。今後の対応がそれこそ問われてまいりますし、今後の大きな課題であるとして受けとめ、今後も万全な対応が図れるよう対策に努めることが不可欠であると思われまます。

皆様も御承知のように、私は2月16日付の朝日新聞、これを今回ちょっと取り上げさせていただきたいと思っておりますけれども、江戸川区で無残な虐待死、このように至ってしまった7歳の子供への区や児童相談所などの対応が詳細にこの新聞の中で掲載されておりました。今後の教訓として受けとめ、取り組む必要があると私は思いましたので、この記事の内容をもとに少し確認をさせていただきたいと思っております。

この7歳の男の子が死に至るまでの対応についてということでございますが、まず歯科医が傷やあざに気づき、男の子に状況を確認した上で、区の子ども家庭支援センターに通報いたしました。通報を受けた同センターから学校に連絡。連絡を受けた学校は、校長、副校長、担任の3人で男の子のお宅へ家庭訪問に行っております。そこで対応した父親は、学校側に対しまして二度と子供に手を上げないと約束をしたと、そのような状況でございました。学校側はその父親の言葉をそのまま受けとめ、その旨を同センターに報告をいたしております。そして、その報告をもって同センターは緊急性がないと判断をした。センターが下した判断を、今度文書報告で児童相談所に送っておりますが、その文書報告を受けた児童相談所は、今度はそれをもって解決済みと認識をしてしまったと、このようなくだりの記事がございました。

最後までこの御家族には、虐待対応の専門家もかかわっていなかったと。また、区や児童相談所は両親や子供たちと直接かかわらなかったと、こういうことでございます。なぜ現場の状況を見ずに、専門的知識もないままに報告だけで判断や認識をして、解決済みと簡単に終止符を打つことができるのか、本当に疑問でございますし、考えられないことが現実には起きている。間違った判断や認識がどんなに不幸な事態を招くのか、こういうことも想像もできない区や児童相談所の無責任な対応ですね、またずさんな対応、そうした体制に私は非常に疑問を抱きますし、はらわたが煮えくり返ると申しましょうか、本当に残念でなりません。こうしたことは二度とあってはならない、本当にこのように感じているのは私だけではないと思っております。

そこで、本市ではどのような体制でどのような対応を行っているのか。そして今後、このことを教訓にしながらどのような姿勢をもって臨もうとしているのか、この点について確認をさせていただきます。

◎こども部長(鶴岡智君) はい。本市においては、児童虐待通報を受ける体制及び対応方法についてどうあるかということでお答えをさせていただきます。本市では、家庭内の人間関係の健全化や家庭における適正な児童養育等、家庭児童福祉に関する相談・指導を行うことを目的に、子育て支援課に子育て支援相談室を設置しており、児童虐待にかかわる通報も子育て支援相談室で受け付けております。子育て支援相談室の体制でございますが、係長1名、ケースワーカー1名、

家庭相談員2名、保健師1名の計5名が配置されております。

虐待通報を受けた際の対応につきましては、まず緊急受理会議を開き、児童が通う保育所、幼稚園、学校の欠席状況や日常の様子、父母の印象等の情報収集及び児童の現状を確認した上で、それをもとに緊急度・重症度を客観的に見きわめ、児童相談所への送致、援助依頼の必要性などを検討してまいります。そして、児童の現状については、体の傷、古い傷があるのか、虐待の頻度がどれくらいなのかを確認し、虐待を受けたときの状況や心理状態の判断を行います。この現状確認に当たっては必ず2名以上での訪問を行うこととし、児童相談所、関係機関の職員と連携をしております。

なお、支援方法の決定に当たりましては、子供の置かれている養育環境を第一に考え、収集した情報により緊急度・重症度を総合的に判断し、決定をしております。

私も常々、虐待対応に携わる職員につきましては、親との関係だけをよくすることにとらわれない、子供が置かれている状況を見逃さないことが大切である、このように指導しているところでございます。また、さまざまな相談・通報により子育て支援相談室がかかわりを持った児童のうち、今後虐待が行われるおそれがあると思われる児童につきましては、毎年、新年度にはその児童が通う保育所、幼稚園、学校に出向き、今までの情報を伝え、見守りをお願いするとともに、常日ごろから情報・認識の共有化や連携体制の確保を図り、市の役割であります虐待の未然防止・早期発見に努めているところでございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいまのこども部長の御説明によりますと、本市におきましては必ず現場に足を運んでいると。そして直接かかわりを持って対応を行う。報告のみで対応するという事は決して行っていない、このようなことであったと思います。そのように受けとめさせていただきます。

また、現場に足を運びながら、直接見て確認しながら、ともかく見きわめられる眼と申しましょうか、またそういう力もしっかりと培っていかないといけない、本当にこのように思います。

習志野市のネットワークでは、既に起こってしまった虐待の早期発見、また早期対応といった対応療法から、虐待を起こさせない、虐待から子供を守る、このことに主眼を移して、虐待の未然防止のためには、すべての子育て家庭への支援が必要であると考えて、種々の施策を展開していると伺っております。

虐待事例の多様化、また複雑化に伴いまして、児童相談所のケースワーカーからは、その対応も子育て不安や経済的な問題、また夫婦仲の問題などの悩みを抱える親を支えることで、子供を虐待から守ることができる。また、親との信頼関係を保ちつつ強制介入の必要性も判断しなくてはならないので、本当に難しい、このように皆さん語っておられました。また、専門家の方のこれは御指摘でございますが、児童相談所では家庭が身構えてしまう、このような可能性があるとして、地域の中で受け入れられやすい部分で対応していくこと、そういう意味でも保健師の存在、こういう存在がこれからは本当に大切になる、重要であるとの御指摘がございました。

部長の御答弁に、関係機関との情報・認識の共有化や連携体制の確保を今日までもしておりますし、また今後も必要があると挙げられておりました。今後は特にこういった意味でも、保健福祉部の母子保健を握っている子育て家庭の情報、また生活実態をどこまでこども部と、また関係機関のネットワークの中で共有していけるのか、こういうことも大事な視点であると思われま

いずれにいたしましても、こども部長の御答弁にございましたように、子供が置かれている状況を見逃さない、本当にそのとおりでございます。この強い姿勢でネットワークのさらなる取り組みをお願いをしていただきたい、このように思っております。このことを強く要望し、今回はこの問題は終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、発達障害等支援事業の充実につきまして再質問をさせていただきます。

先ほどの市長の御答弁を伺いまして、個別の支援計画や研修が当初の予定を下回る実績であったことは仕方がないといいたしましても、その原因が、発達障害等への理解、また支援にかかわる関係諸機関の連携の希薄さであったと、そういうことにつきましては正直なところ遺憾でございました。

本事業は準備期間があったとはいえ、本年度新たに取組まれていることから、さまざまな困難や試行錯誤があったと察しております。しかし、理解を深めるための研修や子供を中心に置いた関係機関の連携の必要性、そして何よりも携わる人の資質、こういうものがいかに重要であるかは、この議会の場を初めさまざまな機会を通して申し述べさせていただきました。決して結果を責めるということではございません。しかし、新規事業として、そして保健福祉部の重点施策として取組まれた事業が十分に理解されなかった、そしてその中で研修が3回であったということにつきましては、この原因等を十分に検証していただきたい。また、市長のお言葉にもございましたように、さらなる保護者の理解、職員の知識・技術の向上、そして人材育成に今後も取り組んでいただければと存じます。

そこで、1点だけ再質問させていただきます。新総合福祉ゾーン複合施設に整備予定の(仮称)発達相談センターについてでございます。

先ほど、現在の幼児言語療法施設ひまわり学園をもとに、平成24年度の開設に向けて取組まれていると伺いました。当該施設は既に事業実施法人が選定されております。そして民設公営、それも市職員が配備される市直営の施設であるとの説明を受けております。しかし、法人には障害福祉に関する施設経営の実績はございません。また、現状で市が構想している利用対象者の中学生までの拡大とする場合がございますが、学校教育の面での知識も不可欠となってくると思われます。いわゆる箱物は一度つくってしまうと後戻りはできない、こういうことでございます。

既に法人が選定されてから数カ月が経過しているわけですので、法人との協議につきましてはどのように進めてきて、また今後どのように進めていくのか、この点につきまして御説明をお願いいたします。

◎保健福祉部次長(松本栄君) はい。お答えいたします。まず初めにですね、(仮称)発達相談センターにつきまして、これまで私ども(仮称)療育相談センターとして御説明を申し上げてまいりましたけれども、療育という言葉につきまして、非常に対象者を限定してしまうというような心配と、また、保護者の皆様にとりましても非常に使いづらい印象を持ってしまうのではないかなというようなシステム協議会の委員の皆様のお意見もございましたので、今後につきましては、正式に名称が決定するまでの間、(仮称)発達相談センターということで説明させていただきたいと思っております。

それでは、小川議員さんの御質問にお答えしたいと思います。発達支援の中核となりますこの施設につきましては、昨年8月から開始いたしました実施法人の募集の際に、市から必要な施設の面積を事業実施の条件として提示しております。現状の幼児言語療法施設ひまわり学園の相談

件数がこの10年間で約1.5倍に増加しております。また、本来の機能である言語療法の利用者に比べまして、発達相談の割合が著しく増加しております。このような利用者のニーズ等に十分対応できること、また利用の対象を中学生まで拡大することを前提といたしまして、施設面積を提示したものでございます。

実施法人が決定いたしました後、提示しました条件をベースに複合施設内の各施設の配置、面積配分などの協議を実施いたしまして、(仮称)発達相談センター各室の面積の合計は、現在のひまわり学園の約2.6倍に相当いたします約450平方メートルを予定しております。また、子供さんの行動特性ですとか、中学生までに拡大いたしますのでトイレの広さですとか、そういうことも配慮いたしまして、トータル的には600平方メートル程度にしていくというふうに考えております。

今後のスケジュールといたしましては、施設の実施設設計が予定されております本年の6月から7月ごろまでには、相談室、指導室、訓練室などのスペース配分や附帯設備等に関する具体的な協議を行ってまいります。

なお、(仮称)発達相談センターの機能につきましては、平成22年度中に必要な職種、人員などを協議いたしまして、開設予定の平成24年4月までの間に実際の運営方法、相談支援のシステムをつくり上げてまいります。これらにつきましては、専門委員で構成されております発達支援システム等検討協議会や発達障害児の保護者の皆様からも御意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

◆19番(小川利枝子君) はい。詳細にわたる御説明、ありがとうございました。ぜひ後戻りすることがなく、また十分な時間をかけていただきまして、法人と市の英知を絞り、発達に何らかの課題を持つ子供さんだけではなくて、その保護者、そして御家族、さらには福祉や教育に携わる方々の御期待をかなえる施設としてくださいますようお願いいたします。

そして、保健福祉部次長の御答弁にございましたように、このセンターが発達支援の中核となるよう、人の配置、そして運営面での充実をしっかりと図っていただきたいと、このように要望させていただきます。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、総合教育センターの機能の見直しにつきまして、1点再質問させていただきます。

先ほどは教育長、詳細な御答弁をいただきましてありがとうございました。文教都市習志野の象徴的な存在である総合教育センターも、機能は、先ほどもお話しさせていただきましたが、時世に応じて対応していく、このことが求められております。また、その観点から見直しを図っていると、このように認識いたしております。ぜひこの活用検討委員会を初めとするさまざまな御意見を有機的に取り入れて、よりよい施設への変革に努めていただきたいと、このように考えております。

しかし、1点気になりますのは、くしくも先ほどの発達支援施策に係る市長の御答弁と同様に、相談現場における理解の不十分さという言葉でございます。恐らく市も教育委員会も同じ理解不足という課題を抱えているのではないかと察します。

そこでまず、活用検討委員会において、この3月に協議予定とされている相談機能の見直しにつきましては、具体的にどのような形で協議が進められていくのか御説明をお願いいたします。

◎学校教育部長(若崎光美君) はい。ただいまの御質問にお答えいたします。相談機能の見直しの具体的内容につきましては、ひきこもり児童・生徒への家庭訪問、子供の指導に悩む教師からの相談、各中学校に設置されている適応指導教室への助言を行う訪問相談などにつきまして充

実を図ってまいります。

さらに、相談機能の拡大と教育委員会に分散しております相談機関の一元化を図り、総合教育センター内に不登校、学業、発達相談、しつけ、進路など、すべての教育にかかわる相談を受けることのできる部署の設立や、相談に来られた方々に的確に対応できるような職員の配置について協議してまいります。

さらに、年齢によって相談が途切れることのないように、保健福祉部及び子ども部との連携の強化につきましても、さらなる充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。「有言実行」という言葉がでございます。ぜひ保健福祉部や子ども部、さらには、御答弁にはございませんでしたが千葉県などとの連携、こういうものも強化を図る必要があるのではないかと考えております。まずは教育委員会に分散している相談機関の一元化に向けて取り組んでいただきたいことをお願いいたします。

また、その際には、相談を受けることのできる部署の設立、このような御答弁もございました。また、的確に対応できる職員の配置、本当にこれも不可欠でございます。より具体的な、そして早期に実現可能な見直し案の検討を強くお願いしておきます。よろしく願いいたします。

あえてこのように強く強く要望させていただきますのは、先日も保護者の方々から次のようなお話を伺いました。こうしたことは議会の場におきまして何度も繰り返しお話をさせていただいたことですが、また改めて確認をさせていただきたいと考えております。

多くの発達障害児が、彼らの一番苦手とする環境の変化を前に、負担を強いられたり、コミュニケーションできないところからくる先の見通しの立たない不安などにさらされております。教育現場の中で、親御さんからすると、ちょっと手を差し伸べていただけたら幾らでも解決できることがあるのにと感じることがあります。でも、このちょっとした配慮、また受けとめ方が、まだまだできない現場なのだとは保護者の方々を感じております。それでも多くの保護者は、何とかしたいと、子供を伸ばす環境が欲しいという気持ちで、先生ともいろいろとお話ししようと試みます。しかし、子供や親の気持ちがどうしても伝わらない、届かない、結局平行線。そして、子供の不安定な状況だとか学力不足などがクローズアップされてしまう現実がずっと今日まで変わらずあるということをしっかり受けとめていただきたい、このように感じます。

また、保護者によっては、家庭に問題があるのではとの心ない言葉を受けて追い込まれてしまう、そのようなこともございます。疑問や不安、また不満を感じながらも、それ以上どうしてよいのかわからない、相談したい、聞いてほしい、このような思いが切実なお声でございます。

また、最近のことでございますが、ある保護者からお電話をいただきました。お話を聞きながら、「私はだれに相談したらよいのでしょうか」とポツンと言われた、この言葉には、さすがに私も途方に暮れてしまいました。本当にどうしたらよいのか私も問いかけたい、問いたい気持ちになりました。本当に胸が痛みます。また、こうした声は保護者だけではなく、福祉や教育に携わる現場側の立場からも同様な思いであるのではないかと。あるのではないかとではなくて、ございます。そういうことをしっかりと理解し、受けとめて対応していく必要がある、このように感じております。

保護者の悩みは具体的でございます。また、福祉や教育に携わる方々の先生方、本当に悩みも具体的でございます。したがって、先ほどの学校教育部長のお言葉をおかりするならば、的確な対応、加えて迅速な助言や指導、こうしたものが今求められております。子供は日々成長するもの

でございます。時と場合によっては、「ちょっと待って」と言うことが貴重な機会を逸する行為となることを教育や福祉現場では痛感しております。

(仮称)発達相談センターの創設につきましては、市はぜひその理想に向けて邁進していただきますよう再度お願いいたします。また、総合教育センターの見直しにつきましては、教育委員会はぜひ、特別支援教育の機能やあらゆる子供への支援の場として機能する時世に即した施設に改革を進めていただきますよう強くお願い申し上げます。しかし、今、それまでの期間を待っている保護者たちがいるということを忘れないでいただきたいと申しておきます。

そこで、いずれの施設も最終的には人が運営すると思えますと、今日この時点から、今いる人材の活用、今いる人材の育成、そして再三にわたり要望させていただきました理解の促進は、取り組むべき課題ではないかと、このように考えます。確かに一朝一夕で専門知識を有する職員を育てることはできないと思います。また、大枚をはたいて専門知識を有する人材を採用したとしても、本市の実情に即した活躍ができるかどうかは確かに未知数であるということもございます。それであるならば、先ほども申し上げましたとおり、今いる人材をまず即戦力として活用していく、即戦力、ここが大事でございます。そして、今いる人材を即戦力として育成できる環境を整備することこそが、具体的かつ実効性のある施策展開ではないでしょうか。

そうは言いますが、経営改革などによる人員削減の折、実施にはさまざまな困難を伴うことは私も十分承知いたしておりますが、ぜひこの即戦力となる人材の投入を早急に進めていただきますようお願いいたします。

そこで、今までの流れの中で、保健福祉部、またこども部だ、教育委員会だというこの枠組みを超えて、子育てという視点に立ったとき、保護者たちの期待に対応すべく、習志野市として総合的にどうあるべきか、また組織や人材についてはどのように考えているのか、こういう点についてでございますが、今、習志野市としてどのような見解をお持ちなのか、市長にぜひ伺いさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

◎副市長(島田行信君) はい。事務方の責任者として私のほうからお答えをさせていただきます。小川議員が発達障害支援について大変情熱を持って熱心に取り組まれておられますことに対しまして、まずは敬意を表する次第でございます。

議員御案内のとおりですね、発達障害の支援につきましては、平成17年4月1日に発達障害者支援法というのが施行されました。この法律ではですね、国及び地方公共団体の責務、児童の発達障害の早期発見と早期支援、学校教育における発達障害者への支援、国民に対する普及及び啓発、そして専門的知識を有する人材の確保などが法律の中にうたわれております。

小川議員はですね、平成18年の御質問の中で、法整備がなされた現在、国や県の役割がどのようになって、その中で本市はどのような役割を担うのか、今後の発達障害児への考え方などについてのお尋ねがございました。私はですね、この問題につきまして、本市の取り組みは徐々にではありますが、毎年毎年、少しずつレベルアップが図られてきているものと、こういうふうと考えております。

ただいまいろいろな視点からですね、各部にまたがるというお話もございました。既に市長及び担当参事からお答えをしておりますが、まずはですね、現在、本市には幼児の言語療法施設としてのひまわり学園というのがございます。近年は発達相談の件数が著しく増加をしております、

これらのニーズに的確に対応することがまず求められております。

そこで、これから整備される秋津の新総合福祉ゾーンの複合施設ですね、この整備事業の中に、現在のひまわり学園を発展的に拡充しました、仮称でありますけども、発達相談センターを設置をしております。このセンターは、発達の課題を抱える子供の支援に当たる中核的な施設としまして、1つとしては発達相談の件数の増加に対応すること、それから2つとして巡回相談の実施を含めまして指導・訓練体制の充実を図ること、3つといたしまして中学生までの支援体制を拡充すること、4つといたしまして人材育成の推進を図ることなどを重要な機能として位置づけることといたしております。

これらの機能を考えましたときには、平成22年度から23年度の課題といたしましては4点ほど挙げたいと思いますが、1つとしましては配置職員の職種や人数についての検討があります。2つとして、どのような人にどのような支援をどのくらいの頻度で実施をするかという支援プログラムの検討が必要であります。3つといたしまして、就学児童の支援について総合教育センターとの機能の調整が必要であります。4つとして、配置される職員を含めまして、子供の支援にかかわる職員全体の知識、さらには技能の向上などが必要であります。

配置職員の職種あるいは人数の検討につきましては、専門委員で構成されております発達支援システム等検討協議会の御意見をいただき、22年度中を目途に決定をいたしまして、職員採用の必要性も検討をしております。支援プログラムにつきましても、同様に同検討協議会の御意見をいただきながら、23年度中に決定をしていきたいというふうに考えております。

このような発達相談センターの開設にあわせての検討のほかにはですね、平成22年度では、個別支援計画の作成件数の増加、そして職員の知識・技能の向上を図るための人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

特に人材の育成手法といたしましては、お話にもございましたけども、研修が大変重要であると私も思っております。22年度ではですね、1つといたしまして、21年度に作成をいたしました個別支援計画をもとに具体的な支援方法に関する実施研修の実施、2つといたしまして個別支援計画に関する事例検討研修の実施、3つといたしまして、児童関連施設の職員の中で現場における発達に関する指揮・指導に当たることができるリーダーの育成、こういうことが必要ではないかというふうに考えておまして、それらを計画いたしております。

いずれにいたしましてもですね、発達障害児への基本施策といたしましては、早期発見、そして早期支援、さらに適切な支援計画による適切な支援である、これらはいずれも職員の知識と技能の向上によって支えられるものでありまして、職員が部を超えて力を合わせまして、これからはしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

引き続き小川議員の御指導と御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。答えとさせていただきます。以上であります。

◆19番(小川利枝子君) はい。ただいまはありがとうございました。本当に御丁寧に御見解をいただきまして、済みません、胸が詰まるような思いであります。また、副市長の御答弁を伺いまして、習志野市として今後も前向きに取り組む姿勢、本当にそのようなことを確認できたことは安心の一言に尽きます。この安心は、発達に何らかの問題を持つ子供の保護者、御家族、そしてさらには福祉や教育の現場に携わる方々にとりましての安心として、心強いものになると感じます。今は確

かに過渡期でございます。しかし、先行きの見えない道程ではないということを確認させていただきました。

本当にこの7年間、質問させていただく中で、先ほども島田副市長も申しておりましたが、毎年毎年レベルアップをしている、本当にそのように私も感じさせていただいてはおります。ともかく子供には待たなし、そういう部分の中で考えてくださっている、そのようなことを確認できました。

そしてまた、いわゆるできることから、こういうことになりましょうが、1歩でも2歩でも具体的に前進していく、目に見える形で前進していく、このようなことを期待いたしております。今後ともたゆまぬ御努力を重ねていただきたいことをお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

最後に、保健福祉行政について、ヘルステーションにおける保健活動の強化について再質問いたします。

初めに、保健福祉部の機構改革についてでございますが、先ほどの市長の御答弁から、その目的として2点を確認することができました。1点目は高齢化へ向けての体制づくり、2点目は全市民を対象とした保健活動の強化に向けた体制づくり、この2点であったかと思えます。そして、機構改革プロジェクトでは、この2点を目的として、改革を進めていく上での問題意識の共通認識を図ることができた、このような御説明であったと理解いたしました。

そこで、今後の機構改革の進め方についてでございますが、具体的にどのように進めていこうと考えているのか、御説明をお願いいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。保健福祉部の機構改革についての具体的な取り組みについてのお尋ねでございます。先ほど市長の答弁の中でもお答え申し上げましたとおり、高齢者対策の充実・強化と生涯を通じた健康づくりの強化、これを目的として考えております。

このことにつきまして、昨年4月から開始いたしました地域包括支援センターの委託化と並行し進めていくものでございまして、昨年7月に保健福祉部の内部に保健福祉部機構改革プロジェクトを立ち上げ、これまで全体会議を3回、そのほか必要に応じた小会議も重ねてきております。現在、高齢者の福祉事務所機能の充実を含めました高齢者施策及び介護保険にかかわる所掌事務、そして母子、成人、高齢者を含めた保健活動をそれぞれ一元化した上で、連携しやすい実施体制をつくっていくため、調整を行っているところでございます。

今後は、具体的な事務分担、人員配置等も含めました詳細について、市民にとってわかりやすく、職員にとっても活動しやすい体制を目指してまいりたいということで検討を進めております。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいまの部長の御答弁にもございました一元化していく、そういうことではございますが、それはヘルステーションの保健活動の中に高齢者支援の全般にわたる業務が組み込まれてしまっているものを見直しをして、それぞれ、まず高齢社会対策課の役割、また介護保険課の役割、そして健康支援課及びヘルステーションの保健活動という役割、そういうものへそれぞれの課の業務内容を明確化していく、このように3つに一元化した上で、申し上げれば3つの柱と申しましょうか、このような部分で明確化し、そのことを一元化ということ。この3つの課がそれぞれ役割を担いながら、連携を図りながら進めていく、このような理解の仕方でよろしいのでしょうか。

はい。ありがとうございます。御答弁いただこうかと思いましたが、部長がうなずいておられますので、間違いないと受けとめさせていただきます。

次に、今回私は、児童虐待の問題、また発達支援、そしてそろそろ教育問題等、時世の中で子供をめぐる課題を取り上げながら、るる質問してまいりました。将来の20年後の習志野市のまちづくり、そうしたことを目指す中で、子供という視点に当てた中で取り組まなければならないということは言うまでもございません。そういう中で、先行き不安の時代にあって、未来を担う子供をどう育てていけばよいのか。中でも、大きなストレスを抱えた子供とどう向き合っていくべきなのか、こういうことが問われております。先ほど来質問してまいりましたが、子供への虐待、両親の不仲、学校でのいじめ、不登校、ひきこもりなど、心が深く傷つけられている子供は少なくありません。

習志野市は、目指すべき将来像として、子供が健やかに育ち、習志野市で子供を産み育ててよかったと感じるまち、これを掲げております。そしてさらには、子育て日本一を目指し、20年後の次世代を見据えたまちづくりに全力で取り組んでいると、このように認識いたしております。今後、ますますヘルスステーションの担う地域保健活動、この役割がいかに重要かということは、今までの流れの中で御理解をいただいたことと存じます。

そこで、本市の母子保健活動につきましては、どのような方向性で取り組んでいこうと考えているのか、この点についてお伺いさせていただきます。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。未来を担う子供をどう健やかに育てるかという出発点ともなります母子保健の取り組みの方向性についての御質問でございます。まず、習志野市におけます母子保健の現状について御説明をさせていただきたいと思っております。

出生数でございますが、毎年大きな変動はございません。この5年間を見ましても、年間1,400人余りで推移しているところでございます。現在、全員を対象といたしましては、節目節目の時期の支援、情報提供を行い、また発育・発達に課題を抱え個別に支援が必要なケースに対しましては、関係機関等の連携により随時の対応をしているところでございます。

しかし、最近の親子の状況を見ておりますと、子供に対して適切な声かけができていなかったり、授乳中も携帯電話から目が離せない、公園にいても子供と一緒に楽しく遊べない、このような子供ときちんと向き合って子育てができていない親が目につくようになってまいりました。また、実家に里帰りし、それが大変長いというケースもふえてきておりまして、子供を取り巻く家庭・家族の関係も変化しているという状況がございます。

このようなことから、これからの母子保健活動におきましては、子供の発育・発達に大きな影響を及ぼす基本的な生活習慣を良好な人間関係のもとに培い、自分や家族、そして周囲の人たちを大切に感じるような心を育てていくために、親と子がきちんと向き合って子育てに取り組んでいけるような支援を行ってまいりたいと考えております。

さらに、ヘルスステーションエリアを基本に、こども部、庁内関係部署との連携はもちろんでございますけれども、地域の人々やさまざまな機関・資源等を有効に生かしながら、安全で安心な妊娠と出産、子供の健康な発育・発達を目指した活動を行っていく必要があると考えているところでございます。

これらのことを母子保健活動の中で実践してまいりますためには、保健師が今まで以上に地域に足を運びまして、積極的に親子、関係機関とのかかわりを持っていく必要があるとございます。先ほど

申しあげました機構改革につきましても、このことを実現するためにぜひ進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。大変よく理解できました。また、今の現状、また方向性等を聞きまして、何よりも安心いたしました。保健活動とは、現場の中に足を運ぶ、現場の中で活動していく、その中から市民の生命、また健康を守り、掘り起こしながら、早期発見、また早期支援につなげていく、このような活動が中心である、このように理解いたしました。

最後になりましたが、保健福祉部の機構改革は、いつごろをめどに考え、取り組んでいくのでしょうか。その時期について伺いさせていただきます。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。機構改革でございますが、先ほど申しあげました地域包括支援センターの委託化と並行して進めてまいっている考え方でございます。委託予定の4カ所のうち、今年度2カ所を委託いたしまして、最終的に屋敷包括支援センターの委託が完了する時期をめどといたしまして進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいまの部長の御説明によりますと、地域包括支援センターの委託、実施が完了する時期ということでございました。と申しますと、平成21年度からこの委託がスタートいたしまして、平成23年度までを目標に順次委託していくと、このように伺っております。そうしますと、目標といたしましては23年度、このように受けとめてよろしいのですね。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。保健福祉部といたしましては、23年度にはそのほかの、例えばひまわりの拡充に対する体制ですとか、そういったこともございます。それらをあわせまして23年度を目標といたしまして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

◆19番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ぜひともこのプロジェクトを初めとするさまざまな意見を有機的に取り入れていただきまして、よりよい体制への改革に努めていただきたい、このことを要望させていただきます。

いずれにいたしましても、未来をつくるのは今であると、未来は今にあり、このように申します。今後の機構改革に御期待申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。